

計画改定に向けたご意見等と最終案への反映等について

1 本協議会委員や関係団体等からいただいた主なご意見等

ご意見（現状の課題等）	最終案への反映(案)
<p><基本的人権の尊重></p> <p>・<u>感染者や医療機関等の関係者等に対する誹謗(ひぼう)中傷等の偏見・差別は、法的責任を伴い得ることについて、計画に明記が必要</u></p>	<p>第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</p> <p>第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等</p> <p>第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項</p> <p>(3)基本的人権の尊重</p> <p><u>偏見・差別は、「許されるものではなく、法的責任を伴い得る」を追記</u></p>
<p><医療機関の役割></p> <p>・<u>家庭内感染やまん延防止のためには消毒薬が必要。薬局における各種消毒薬の供給体制の整備と、薬剤師による正しい消毒薬の使用法の啓蒙活動の記載が必要</u></p> <p>・<u>有事の際にワクチン接種が可能な診療放射線技師や臨床検査技師等の協力体制を得るために、記載が必要</u></p>	<p>第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</p> <p>第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等</p> <p>第5節 対策推進のための役割分担</p> <p>(3)医療機関の役割</p> <p>【薬剤師等の関係者】</p> <p><u>「また、消毒薬の供給体制の整備と正しい消毒薬の啓蒙活動に努める。」を追記</u></p> <p>【歯科医師等の関係者】</p> <p>検体採取が可能な「<u>臨床検査技師</u>」を追記</p> <p>【診療放射線技師等の関係者】の項目追加し、</p> <p>本文に、「<u>診療放射線技師・臨床工学技士・救急救命士は、新型インフルエンザ等の発生時には、さらなるまん延を防止するための県からの要請に応じ、ワクチン接種に協力するよう努める。</u>」を追記</p>

ご意見（現状の課題等）	最終案への反映(案)
<p><まん延防止></p> <p>・政府行動計画の概要は「子供や若者、高齢者等、特定のグループのリスクが高い場合は、そのグループへの重点的な対策を検討」となっており、<u>感染リスクが高いものを、これまでの常識に固執しない記載が必要</u></p>	<p>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</p> <p>第6章 まん延防止</p> <p>第3節 対応期 (2)所要の対応</p> <p>3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方</p> <p>「3-2-2-4. <u>こども、高齢者等が感染・重症化しやすい場合</u>」を</p> <p>「3-2-2-4. <u>こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合</u>」に修正</p> <p>本文は、政府行動計画と整合を図る</p>
<p><人材育成></p> <p>・県及び保健所設置市の本庁職員だけでなく、<u>保健所設置市以外の市町職員の人材育成も有事の際に連携を図る上で必要</u></p>	<p>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</p> <p>第8章 医療</p> <p>第1節 準備期 (2)所要の対応</p> <p>1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等</p> <p>②「あわせて、<u>本庁職員</u>の資質の向上を図る。」を</p> <p>「あわせて、<u>本庁職員や市町職員</u>の資質の向上を図る。」に修正</p>
<p><DXの推進></p> <p>・入院調整に当たり<u>独自システム (YCISS) の国システムとの連動による効率化が必要</u></p>	<p>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</p> <p>第8章 医療</p> <p>第1節 準備期 (2)所要の対応</p> <p>1-4. 新型インフルエンザ等の発生時のためのDXの推進</p> <p>「独自システム(YCISS)の維持改善など、DXを推進する。」を</p> <p>「独自システム(YCISS)の維持改善、<u>国のシステムとの連動</u>など、DXを推進する。」に修正</p>
<p><その他></p> <p>・<u>「県民経済」「社会経済活動」「社会経済」との用語の使い分け</u></p>	<p>政府行動計画に準じて作成しており、原案のままとさせていただきます。</p>

2 内閣感染症危機管理統括庁からいただいた主なご意見等

ご意見（現状の課題等）	最終案への反映(案)
<p><実施体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特措法上、<u>緊急事態措置で実施できるのは「外出自粛の要請」、「施設の使用の制限又は停止」</u>などで、「営業時間の変更」は規定にない 	<p>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</p> <p>第1章 実施体制</p> <p>第3節 対応期 (2)所要の対応</p> <p>3-5. まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の対応等について</p> <p>3-5-2. 緊急事態宣言</p> <p>①「<u>外出自粛や施設の使用制限</u>」に修正</p>
<p><情報提供・共有、リスクコミュニケーション></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県民との双方向のコミュニケーションを</u>実現できるように<u>県民からの意見等把握</u>について、計画に明記が必要 	<p>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</p> <p>第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <p>第2節 初動期 (2)所要の対応</p> <p>2-2. 双方向のコミュニケーションの実施 「<u>一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。</u>」を追記</p> <p>第3節 対応期 (2)所要の対応</p> <p>3-1. 基本的方針</p> <p>3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施</p> <p>同様に追記</p>
<p><医療></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時であっても感染症対策にあたり必要がある場合に実行できる<u>総合調整権の活用に関する明記が必要</u> 	<p>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</p> <p>第8章 医療</p> <p>第1節 準備期 (2)所要の対応</p> <p>1-7. 県連携協議会等の活用</p> <p>「⑧ <u>県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。</u>」を追記</p>

3 その他の団体や市町等からいただいた主なご意見等

ご意見（現状の課題等）	最終案への反映(案)
<p><社会福祉施設等対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>福祉サービス事業所でクラスター発生時に業務継続困難になった際の職員派遣体制の記載が必要</u> 	<p>第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</p> <p>第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項</p> <p>(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応</p> <p><u>「また、社会福祉施設等での集団感染発生時には、その病原体の特性や感染状況等を踏まえ、感染制御や業務継続支援、感染者の症状等に応じた適切な治療の実施など、保健所や協力医療機関等による、必要に応じた早期の介入・支援を目指す。」</u>を追記</p>
<p><実施体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>政府行動計画と同時期に「新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置」の記載が必要</u> 	<p>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</p> <p>第1章 実施体制</p> <p>第2節 初動期 (2) 所要の対応</p> <p><u>「2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置」の項目を追記</u></p> <p><u>対応期に記載していた県対策本部の設置等の記載を初動期に移行</u></p>
<p><情報収集・分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>米軍岩国基地との連携とあるが、事前に基地と調整はされているのか。</u> 	<p><u>日米地位協定に基づく覚書により、特定する感染症について、相互に通報及び防疫に必要な措置をとることとされている。</u></p> <p><u>このため、平時から、基地と岩国健康福祉センターでは、感染症情報について、週報や月報等で定期的に共有を行っている。</u></p> <p>今般の新型インフルエンザにおいても、覚書に示された特定する感染症に含まれていることから、必要な対策を連携して実施できるよう、岩国健康福祉センターや岩国基地対策室を通じ対応することとしている。</p>

ご意見（現状の課題等）	最終案への反映(案)
<p><検査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県も検体搬送の業務委託等の記載が必要</u> 	<p>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</p> <p>第10章 検査</p> <p>第1節 準備期 (2)所要の対応</p> <p>1-1. 検査体制の整備</p> <p>②の下に③として</p> <p>「<u>③検体や病原体の搬送の迅速な実施ができるよう運送業者等に委託する準備を進める。</u>」を追記</p> <p>第2節 初動期 (2)所要の対応</p> <p>2-1. 検査体制の整備</p> <p>②の下に③として</p> <p>「<u>③県は、新型インフルエンザ発生時に、検体や病原体の搬送の迅速な実施ができるよう運送業者等に委託する。</u>」を追記</p>
<p><保健></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>保健所職員の訓練の記載が必要</u> 	<p>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</p> <p>第11章 保健</p> <p>第1節 準備期 (2)所要の対応</p> <p>1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築</p> <p>1-3-1. 研修・訓練等の実施</p> <p>①「<u>保健所への応援職員として派遣等の協力を求める人材</u>」を</p> <p>「<u>保健所の感染症有事体制を構成する人員(IHEAT要員を含む。)</u>」に修正</p>

⇒ 上記の改定内容等を反映した県行動計画(最終案)を資料3のとおり策定